

公益社団法人日本コンクリート工学会

役員の報酬等に関する規程

令和8年6月22日 改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）の定款第29条に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 本学会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員の報酬は、年額とする。
3. 常勤役員に役員賞与は支給しない。
4. 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第3条 本学会の常勤役員の報酬年額は、次の常勤役員報酬年額の範囲内とし、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

[常勤役員の報酬年額]

専務理事 年額 1,400万円以内

(退職手当)

第4条 常勤役員に対する退職手当は、次の「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とし、会長が決定する。

[常勤役員退職手当の算出要領]

専務理事 第3条に定める報酬年額の12分の1×1.5×在職年数
なお、上記計算額の10%を限度とし、功績に応じ加算金を加えることができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、第3条で定める報酬年額の12分の1を、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、毎月の通勤費を支給する。

(費用)

第7条 本学会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求あった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本学会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、本学会の設立の登記の日から施行する。
2. この規程の改正は、令和8年6月22日から施行する。